

## 1.収入区分表

町営住宅の家賃は、入居する世帯の収入によって異なります。「2.月収額の計算のしかた」で世帯の月収額を計算し、下記の収入区分表と募集住宅の家賃表で確認してください。（ただし、家賃は毎年度変更します。）

## 2.月収額の計算のしかた

(1) はじめに

**最初に、どの所得に当たるか見てみましょう。**

あなたの総収入金額、または総所得金額がいくらか見ましょう。

↓

あなたは給与所得ですか？年金所得ですか？

【収入区分表】

階層	月額所得	収入分位
一般階層	0円 ～ 104,000円	1
	104,001円 ～ 123,000円	2
	123,001円 ～ 139,000円	3
	139,001円 ～ 158,000円	4
裁量階層	158,001円 ～ 186,000円	5
	186,001円 ～ 214,000円	6
	214,001円 ～ 259,000円	7

↓

### 1.給与所得

俸給、給料、賃金、ボーナスなどの所得です。たとえば、会社員、店員、パート、事業専従者などの収入をいいます。給与所得でいう総収入金額とは、給与所得控除をする前のものでボーナス、手当などを含んだ金額です。（ただし、非課税所得は含みません。）

↓

### 2.年金所得

厚生年金、国民年金、恩給などの所得です。たとえば、老齢年金、退職年金をいいます。そのほか、法律により非課税とされている各種年金（障害年金、遺族年金、福祉年金など）については、所得は0円としてください。

〈注意事項〉

- (1)所得としないもの  
生活保護の各種扶助、法律により非課税とされている各種年金（遺族年金など）などの非課税所得については所得 0 円で計算してください。
- (2)退職予定の場合  
申し込みのときは働いているが、出産、結婚、定年退職などの理由で、入居のときまでに退職しなければならない人で、以後無職、無収入となる人の収入は 0 円として計算してください。
- (3)勤務することが確実な場合  
勤務開始後、1 ヶ月分の収入実績に基づいて審査を受けた後でなければ入居できません。
- (4)求職中の場合  
申し込み末日時点で職の決まっていなかった場合は、収入は 0 円として計算してください。

(2) 控除額の計算

控除額を調べてみましょう



この中の該当する控除額を計算しましょう



控除の種類	控除の内容	控除額
同居及び扶養親族控除	入居しようとする親族（本人を除く）及び扶養親族 38 万円×人数	円
寡婦（夫）控除	寡婦（夫）であって所得のある人 27 万円×人数	円
特定扶養控除	扶養親族（配偶者を除く）が 16 歳以上 23 歳未満である場合 25 万円×人数	円
障害者控除	障害者がいる場合 27 万円×人数	円
特別障害者控除	特別障害者がいる場合 40 万円×人数	円
基礎控除	入居しようとする人数 10 万円×人数	円

(3) 給与所得者の場合

年間総収入金額は、賞与、臨時給与、手当などをあわせた税込みの金額です。就職時期に合わせて該当する欄を見て計算してください。

あなたが仕事を始めた時期	計算のしかた
(1)現在の勤務先に前年から引続き勤務しているかた	前年中の年間総収入金額（源泉徴収票の支払金額の欄）
(2)これから勤務される予定の方	雇用条件に基づき支給が予定されている 1 ヶ月分の給与を 12 倍した年間の推定総収入金額



年間総収入金額 円



総収入金額から、年間給与所得金額を計算する方法

年間総収入金額	年間給与所得金額	
551,000 円未満	年間給与所得 = 0	
551,000 円以上 1,619,000 円未満	年間総収入金額 - 550,000 円 = 年間給与所得	
1,619,000 円以上 1,620,000 円未満	年間給与所得 = 1,069,000 円	
1,620,000 円以上 1,622,000 円未満	年間給与所得 = 1,070,000 円	
1,622,000 円以上 1,624,000 円未満	年間給与所得 = 1,072,000 円	
1,624,000 円以上 1,628,000 円未満	年間給与所得 = 1,074,000 円	
1,628,000 円以上 1,800,000 円未満	年間総収入金額を 4 で割り、その答えの 1,000 円未満を切り捨てた額を右の A に当てはめてください。	$A \times 2.4 - 100,000 = \text{年間給与所得}$
1,800,000 円以上 3,600,000 円未満		$A \times 2.8 - 180,000 = \text{年間給与所得}$
3,600,000 円以上 6,600,000 円未満		$A \times 3.2 - 440,000 = \text{年間給与所得}$
6,600,000 円以上 8,500,000 円未満	年間総収入金額 $\times$ 0.9 - 1,100,000 円 = 年間給与所得	
8,500,000 円以上	年間総収入金額 - 1,950,000 円 = 年間給与所得	

↓

年間給与所得の合計金額

円

↓

年間給与所得の合計金額

円 - 各控除額

円 = 控除後の所得金額

円  $\div$  12 = 家族の月収額

円

(4) 年金所得者の場合

年金の受給期間	計算のしかた
(1)引続き1年以上年金を支給されているかた	前年中の支払年金額。なお、年金額の改定があったときは改定通知書の支払年金 (2種類以上の課税対象年金を支給されている場合は、その合計支払年金額)
(2)年金を支給されて、まだ1年にならないかた	年金証書の支払年金額なお、年金額の改定があったときは改定通知書の支払年金 (2種類以上の課税対象年金を支給されている場合は、その合計支払年金額)

↓

年間総収入金額 円

↓

年間総収入金額から、年間年金所得金額を計算する方法

年間総収入額 (A)		年間年金所得金額
65歳以上のかた	120万円未満	年間年金所得 = 0
	120万円以上 330万円未満	(A) - 120万円 = 年間年金所得
	330万円以上 410万円未満	(A) × 0.75 - 37万5千円 = 年間年金所得
	410万円以上 770万円未満	(A) × 0.85 - 78万5千円 = 年間年金所得
	770万円以上	(A) × 0.95 - 155万5千円 = 年間年金所得
65歳未満のかた	70万円未満	年間年金所得 = 0
	70万円以上 130万円未満	(A) - 70万円 = 年間年金所得
	130万円以上 410万円未満	(A) × 0.75 - 37万5千円 = 年間年金所得
	410万円以上 770万円未満	(A) × 0.85 - 78万5千円 = 年間年金所得
	770万円以上	(A) × 0.95 - 155万5千円 = 年間年金所得

↓

年間年金所得金額 円 - 各控除額 円 = 控除後の所得金額 円 ÷ 12 = 家族の月収額 円

## 月額所得の計算例

例1：4人家族で給与所得者が2名の場合

入居予定者	年齢	職業	年間総収入額（円）
夫（申込人）	48	会社員	4,000,000
妻	45	パート	1,000,000
子	16	高校生	-
子	13	中学生	-

### A 給与所得控除後の額

夫 2,760,000 円 + 妻 450,000 円 = 3,210,000 円

### B 基礎控除額

夫 100,000 円

妻 100,000 円

夫 100,000 円 + 妻 100,000 円 = 200,000 円

### C 同居及び扶養控除額

380,000 円 × 3 人 = 1,140,000 円

### D 特別控除額

250,000 円（特定扶養控除） × 1 人 = 250,000 円

## ■月額所得の計算

A 給与所得控除後の額 - B 基礎控除額 - C 同居及び扶養控除額 - D 特別控除額 = 年額所得 ÷ 12 ヶ月 = 月額所得

3,210,000 円 - 200,000 円 - 1,140,000 円 - 250,000 円 = 1,620,000 円 ÷ 12 = 135,000 円

公営住宅 月額所得 123,001 円以上 139,000 円以下 **収入分位 3** に該当

入居予定者	年齢	職業	年間総収入額（円）
夫（申込人）	44	会社員	4,600,000
妻	43	パート	600,000
子	17	高校生	400,000
子	14	中学生	-
夫の母	71	年金受給者	1,350,000

例 2 : 5 人家族で給与所得者が 3 名と高齢者等がいる場合

A 給与所得控除後の額

夫 3,240,000 円 + 妻 50,000 円 + 子 0 円 + 夫の母 150,000 円 = 3,440,000 円

B 基礎控除額

夫 100,000 円

妻 50,000 円

夫の母 100,000 円

夫 100,000 円 + 妻 50,000 円 + 夫の母 100,000 円 = 250,000 円

C 同居及び扶養控除額

380,000 円 × 4 人 = 1,520,000 円

D 特別控除額

250,000 円（特定扶養控除） × 1 人 = 250,000 円

100,000 円（老人扶養控除） × 1 人 = 100,000 円

■ 月額所得の計算

A 給与所得控除後の額 - B 基礎控除額 - C 同居及び扶養控除額 - D 特別控除額 = 年額所得 ÷ 12 ヶ月 = 月額所得

3,440,000 円 - 250,000 円 - 1,520,000 円 - 250,000 円 - 100,000 円 = 1,320,000 円 ÷ 12 = 110,000 円

公営住宅 月額所得 104,001 円以上 123,000 円以下 **収入分位 2** に該当